

令和5年度早期退職者募集実施要項

1 根拠条例及び条項

三重県職員退職手当支給条例（昭和29年三重県条例第61号。以下「条例」という。）

第8条の3第1項第1号

2 適用職員

令和6年3月31日現在において、勤続期間が20年以上であって、かつ、年齢が45歳以上60歳未満の職員について適用する。ただし、以下の職員には適用しない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員及び法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 令和6年3月31日までに定年に達する職員
- (4) 令和5年12月8日（募集開始日）において懲戒処分（故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている職員又は令和5年12月8日から令和6年1月16日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた職員

3 優遇措置

2に該当する者には、条例第4条に定める退職手当を支給する。ただし、勤続期間が25年以上の者には、条例第5条に定める退職手当を支給する。

また、条例第5条の3に基づき早期退職の特例措置（60歳と年度末における年齢との差1年につき3%加算（上限45%））を適用する。

4 募集の期間

令和5年12月8日（金）午前9時から令和6年1月16日（火）午後5時まで

5 退職すべき期日

令和6年1月4日（木）から令和6年3月31日（日）まで

- (1) 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。
- (2) 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、最小限必要な範囲内で当該期日を延期することがあり得る。

6 応募の手続

- (1) 応募をしようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」（三重県職員退職手当支給条例施行規則（昭和29年三重県人事委員会規則7-1。以下「規則」という。）に定める様式第一の三）（以下「応募申請書」という。）に必要事項を記入の上、募集の期間内に所属長に提出すること。
- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ア 通知は、原則として令和6年2月8日（木）までに行う。
 - イ 不認定になる場合は、以下のとおりとする。
 - (ア) この募集実施要項に適合しない場合
 - (イ) 応募後に懲戒処分を受けた場合
 - (ウ) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する県民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (エ) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」（規則に定める様式第一の四）を応募申請書と同様の方法で提出すること。

7 勤続期間の計算

条例の定めるところによる。

様式第一の三（第 10 条の 3 関係）

早期退職希望者の募集に係る応募申請書

応募年月日 年 月 日

三重県警察本部長 殿

応募者

私は、三重県職員退職手当支給条例第 8 条の 3 第 6 項の規定により、この度の早期退職希望者の募集に応募をします。

ふりがな 氏名		所属 職名	
級号給	給料表[]	級	号給
生年月日	年 月 日	年齢	歳
備考欄			

備考

- 1 令和 6 年 3 月 31 日現在で記入すること。
- 2 備考欄には退職希望日を記入すること。

※任命権者記入欄

受理年月日	年 月 日	受理番号	
-------	-------	------	--

(規格 A4 版)

様式第一の四（第 10 条の 3 関係）

早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書

取下げ年月日 年 月 日

三重県警察本部長 殿

取下げ申請者

私は、三重県職員退職手当支給条例第 8 条の 3 第 6 項の規定により、早期退職希望者の募集に係る応募を取り下げます。

1 取下げ申請者について			
ふりがな		所 属	
氏 名		職 名	
2 認定について			
認定通知書に記載された認定年月日		年 月 日	
退職すべき期日又は期間			

備考 「2 認定について」欄は、取下げ時点において認定を受けている場合に記入すること。また、このうち「退職すべき期日又は期間」欄には、取下げ時点において退職すべき期日が既に通知されている場合はその期日を、それ以外の場合は退職すべき期間を記入すること。

※任命権者記入欄

受理年月日	年 月 日
応募申請書の受理番号	

(規格 A4 版)